

公 告

杵築市立病院基本構想・基本計画策定支援業務に係る受託者選定について、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

平成28年5月24日

杵築市長 永 松 悟

1 業務概要

(1) 業務名

杵築市立病院基本構想・基本計画策定支援業務

(2) 委託期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

※ただし、市議会において繰越明許費の補正に係る議決を得て、委託期間を平成29年12月31日まで延長する予定。なお、議決が得られない場合には、委託期間の延長を行わず、出来高に応じて委託金額を変更し契約変更を行う。

(3) 委託業務の内容

- ・杵築市立病院基本構想策定支援業務
- ・杵築市立病院基本計画策定支援業務
- ・杵築市立病院在り方検討委員会の運営支援業務

※詳細は「杵築市立病院基本構想・基本計画策定支援業務仕様書」による。

(4) 委託上限額

10,440千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加者資格

本プロポーザルへの参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 入札期日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成1

6年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

- (5) 経営者等(法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。)、暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。)でない者であること。
- (6) 平成23年4月1日以降、一般病床が100床以上の規模を有する都道府県又は市町村が設置する病院の基本構想又は基本計画の策定支援業務を受託し、かつ、履行した実績を有していること。
- (7) 社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者を統括責任者及び主任担当者として配置すること。なお、兼務は認めない。

3 実施要領等の配付

- (1) 配付期間
平成28年5月24日(火)から平成28年6月6日(月)まで
- (2) 入手方法
杵築市のウェブサイト(<http://www.city.kitsuki.lg.jp/>)からの入手を原則とする。

4 参加表明書及び会社概要書等の提出

- (1) 提出期限
平成28年6月6日(月)午後5時必着
- (2) 提出先
P3記載「10 担当課」
- (3) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期限必着とする。

5 参加者の決定

本業務に係る企画提案への参加者は5者以内とし、提出書類に基づき1次審査(書類審査)のうえ決定する。なお、審査結果は、平成28年6月9日(木)に「提案書提出要請通知書」を発送する。通知のなかった者は失格とする。

また、参加表明書提出後に辞退する場合は、平成28年6月8日(水)までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

6 本件に関する質疑回答

- (1) 質疑の受付
 - ア 質疑の方法
質問書をP3「10 担当課」のメールアドレス宛に送信すること。原則として、電子メール以外の方法による質疑は受け付けない。
 - イ 受付期限
平成28年5月30日(月)午後5時必着
- (2) 質疑に対する回答
平成28年6月1日(水)までをめぐりに、杵築市ウェブサイトにおいて回答する。

7 提案書の提出

- (1) 提出期限
平成28年6月23日(木)午後5時必着
- (2) 提出先
P3記載「10 担当課」
- (3) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期限必着とする。

8 選定

提案書に対して、提案内容の質疑及び補足説明を求めため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、杵築市立病院基本構想・基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会が審査及び評価を行う。

9 その他留意事項

- (1) 参加業者が1者であっても評価を行い、最優秀提案事業者として適当でない認められる場合は、最優秀提案事業者を特定しないことがある。
- (2) 本プロポーザルの参加に係る全ての経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された全ての書類は返却しない。
- (4) 参加表明書等の提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は杵築市情報公開条例(平成17年杵築市条例第13号)に基づき提出書類を公開することがある。
- (6) 提案書の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。
- (7) 公告の日から事業者の選定が終了するまでの間、担当課関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (8) 詳細は、実施要領による。

10 担当課(本件に関する問い合わせ先)

〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2

杵築市役所 医療政策課 新病院建設係

TEL: 0977-75-2403 / FAX: 0977-75-1314

メールアドレス: iryou@city.kitsuki.lg.jp